

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務料金

令和元年10月1日 改定
株式会社愛知建築センター

I 一戸建ての住宅

税抜 単位：(円)

外皮の部位の面積等を用いて外皮性能を評価する方法の場合	25,000
外皮の部位の面積等を用いずに外皮性能を評価する方法の場合	17,000
設計性能評価同時申請の場合にて断熱等対策等級及び一次エネルギー消費量等級の基準が適合していることが確認できる場合	5,000
設計性能評価同時申請の場合にて断熱等対策等級の基準が適合していることが確認できる場合	15,000

一戸建て住宅 加算料金

1 確認申請が他機関による場合は、10,000円加算します

II 共同住宅

税抜 単位：(円)

住戸のみ	1住戸	25,000
	2住戸	45,000
	3～10住戸	$45,000 + 2,000 \times (\text{住戸} - 2)$
	11住戸～	$61,000 + 2,000 \times (\text{住戸} - 10)$
住棟全体 (住戸+共用部)	2住戸	50,000
	3～10住戸	$50,000 + 2,000 \times (\text{住戸} - 2)$
	11～	$66,000 + 2,000 \times (\text{住戸} - 10)$

共同住宅等 加算料金

1 確認申請が他機関による場合は、確認審査手数料の80%を加算します。

III 変更手数料

	外皮の熱損失防止、 一次エネルギー消費量	その他の基準
一戸建て住宅	10,000	5,000
共同住宅	$8,000 + 2,000 \times \text{住戸}$	$3,000 + 2,000 \times \text{住戸}$

IV 適合証再発行料金 1通 5,000円 (税抜)

備考

- ※1 平均熱貫流率・日射熱取得率を詳細計算法による場合及び日射熱取得係数を詳細計算法による場合はお引き受けできません。
- ※2 変更申請料金は、直前の技術的審査を当機関にて行った場合の料金となります。また、直前の技術的審査を他機関で行った場合は、新規申請料金を申し受けます。
- ※3 共同住宅、住宅以外の用途の建築物については、別途お問い合わせください。